

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成28年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等  
第3章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等（第  
（第3条 第11条） 「第2章 建築物の建築に関する届出等  
12条 第16条）」 を 第3章 建築物エネルギー消費性能向  
第4章 建築物エネルギー消費性能に  
（第3条）

上計画の認定等（第4条 第12条）に改める。

係る認定等（第13条 第17条）」

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「省令第7条第1項」を「省令第30条第1項」に、「別表第3」を「別表第5」に改め、同条第2項中「省令第7条第1項」を「省令第30条第1項」に改め、同条第3項中「省令第7条第2項」を「省令第30条第3項」に、「別表第2」を「別表第4」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第3章を第4章とする。

第2章中第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「省令第4条」を「省令第26条」に改め、同条を第9

条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条中「省令第 3 条第 2 項」を「省令第 2 5 条第 2 項」に、「省令第 6 条」を「省令第 2 8 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「省令第 1 条第 1 項」を「省令第 2 3 条第 1 項」に、「別表第 1」を「別表第 3」に改め、同条第 2 項中「省令第 1 条第 1 項」を「省令第 2 3 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「省令第 1 条第 3 項」を「省令第 2 3 条第 3 項」に、「別表第 2」を「別表第 4」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 章を第 3 章とし、第 1 章の次に次の 1 章を加える。

## 第 2 章 建築物の建築に関する届出等

(市長が定める図書)

第 3 条 省令第 1 2 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、別表第 1 の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第 1 2 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第 2 の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

別表第 3 中「第 1 3 条」を「第 1 4 条」に改め、同表第 1 2 条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合の項中「第 1 2 条」を「第 1 3 条」に改め、同表申請に係る建築物が、法第 3 0 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この表において「性能向上計画認定」という。)を受けた場合の項中「省令第 3 条第 2 項」を「省令第 2 5 条第 2 項」に改め、同表を別表第 5 とする。

別表第 2 中「第 4 条、第 1 3 条」を「第 5 条、第 1 4 条」に改め、同表を別表第 4 とする。

別表第 1 中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、同表第 3 条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合の項中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同表建築物

エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）」を「住宅品質確保法」に改め、同表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

区分	図書の種類
全ての届出	付近見取図（都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。）
届出に係る建築物が一戸建て住宅の場合であって、当該住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
届出に係る建築物が、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準	BELSに基づく評価書の写し

に適合した評価を受けたものに限る。)	
--------------------	--

別表第2（第3条関係）

区分	図書の種類
別表第1の図書の種類に掲げる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合	各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）
別表第1の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）

様式第1号及び様式第2号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第3号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第4号中「第7条、第14条関係」を「第8条、第15条関係」に改める。

様式第5号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第4条」を「第26条」に改める。

様式第6号中「第9条、第15条関係」を「第10条、第16条関係」に改める。

様式第7号中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第8号中「第11条、第16条関係」を「第12条、第17条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正

後の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

- 3 この規則による改正前の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。